自衛消防訓練通知書・結果記録について

当組合では、防火管理者が必要なすべての防火対象物について、「自衛消防訓練通知書」、「自衛消防訓練結果記録」の提出をお願いしてきましたが、防火管理者の消防署への来庁負担を軽減するため、今後は以下の通りといたします。

特定用途（飲食店、店舗等）の防火管理者は、年２回の消火訓練と避難訓練を実施する場合、事前に消防機関に通報（通知）する義務があります。

訓練を実施する場合は、あらかじめ「 自衛消防訓練通知書」により消防署長に通報（通知）してください。

訓練を実施した場合は、「自衛消防訓練結果記録」にその結果を記録して３年間保存してください。
※報告の義務はありません。

非特定用途（工場、事務所等）は、定期的な（年１回）訓練の実施をお願いします。消防機関に通報（通知）する義務はありません。

訓練を実施した場合は、「自衛消防訓練結果記録」にその結果を記録して３年間保存してください。
※報告の義務はありません。

ただし、消防訓練を行う際に、消防職員の立合・通報訓練の実施・水消火器等を借用する際は、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」により消防署長に通報（通知）してください。

不明な点は消防署　予防係までお問い合わせください。